北九州市の国家戦略特区の取組み

介護ロボット等を活用した「先進的介護」の実証実装

ロボット技術等の導入促進による 介護職員の負担軽減と介護の質の向上







エリアマネジメントの民間開放

まちの賑わいの創出による 国内外の人の交流・インバウンド増加



シニア・ハローワークの設置

高年齢者等への重点的な就職支援



特定非営利活動法人の設立促進

NPO法人の設立手続の迅速化





平成28年3月24日 北九州市長 北橋 健治

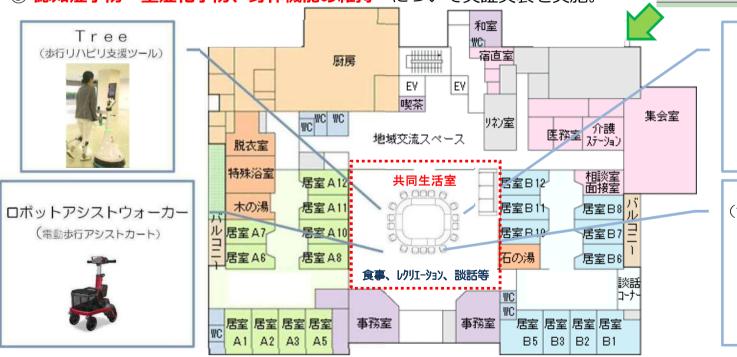
ユニット型特養の共同生活室の特例活用

共同生活室を活用した介護ロボットの実証実装

「1ユニットに1共同生活室を設置」とされている基準を緩和し、隣接する2つのユニットが交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしいものとして、ロボット等の活用や、開発・改良に関する実証ができるようにするための条例改正を実施。

介護職員及び入居者の視点をふまえた上で、

- ① 食事介助
- ② 団欒・レクリエーション
- ③ 認知症予防・重症化予防、身体機能の維持 について実証実装を実施。











介護ロボット等を活用した「先進的介護」の実証実装事業概要

<課題>

- ・少子高齢化、生産年齢人口減少により、将来的に介護従事者 が不足
- ・過酷な労働環境、処遇状況による介護従事者の高い離職率

<目的>

- 介護ロボットの導入による作業効率化と介護の質向上
- •介護従事者の負担軽減による労働環境の改善、及び 高齢者等の新たな雇用機会拡大
- ・介護ロボットの市場拡大によるロボット産業の振興

実 証

国家戦略特区推進協議会・介護ロボット実証部会(仮)

マネジメント

〈作業分析〉

- 機械的作業分析
- -人的作業分析
- 分析結果の検証 (見える化)

<施設実証>

- 既存ロボットの導入実証
- ・開発ロボットの導入実証
- ・ロボットと身体的負担 とのマッチング評価
- •プロジェクトマネージメント

<評価>

- ・社会実装の新運営基準 (ガイドライン)検討
- ・ロボットの定量評価手法、評価基準の確立

開発

ニーズ

社会実装

市条例改正

新運営基準の効果検証

新運営基準 の実装 新運営基準に基づく社会実装によって 質の高いサービスと介護職員の負担軽減 が図られるかを検証。

開発ニーズ

導入施設への トレーニング等 ノウハウの提供

開発

先行分野 (共同生活室)

- •食事支援
- レクリエーション (コミュニケーション)
- ▶移動

介護・リハビリ 分野

- •移乗、移動
- 排泄、入浴リハビリ

施設効率化 分野

- 記録自動化認知症見守り
- •分析手法

スマートワークスペース

- 作業内容推定 (動作予測)
- ・疲労、労災 の回避

導入

福祉用具プラザ 北九州

- ・介護ロボットの 普及、啓発事業
- 既存ロボットの 展示、レンタル

北九州市介護ロボット導入補助

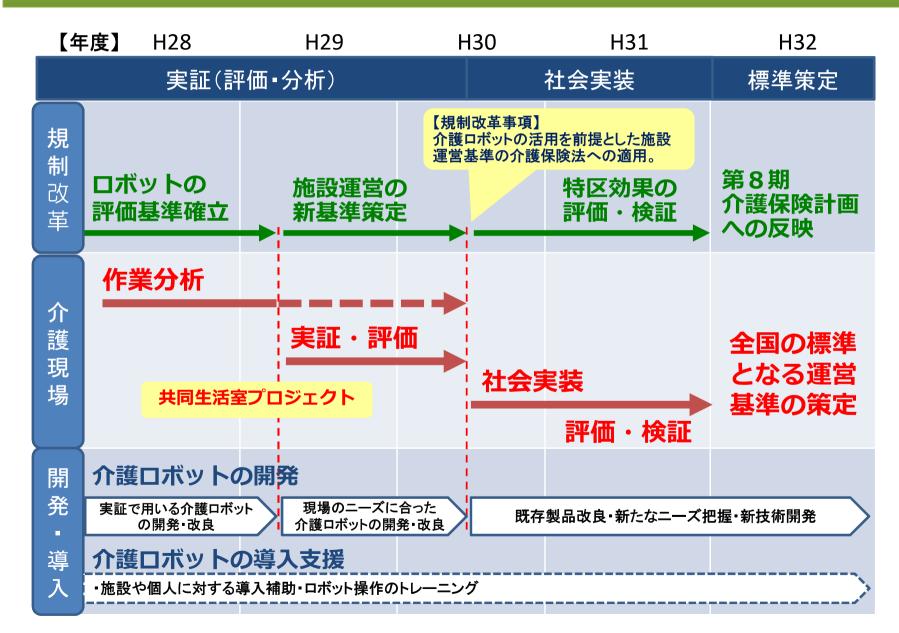
・介護ロボットを導入する個人、介護施設に対し購入費等を補助

介護ロボット等導入支援特別事業

・介護ロボットを導入する介護施設に対し購入費を補助

産・学・官の連携により「先進的介護」の拠点を北九州市に形成

介護ロボット等を活用した「先進的介護」の実証実装 年次計画



シニア・ハローワーク戸畑の設置

高年齢者等の採用に積極的な企業の情報の収集・提供をはじめ、高年齢者等の就職 支援を重点的に実施するための「シニア・ハローワーク」を設置 (設置主体:国)

力活用センター

北九州市版CCRC

⇒首都圏方面等から北九州 にゆかりのある方々に移り 住んでいただき、地元中小 企業への技術還元、起業、 コミュニティ活動などを通 して活躍していただく



ウエルとばた

アクティブシニアの多様な就業二一ズに総合的に対応する 「高齢者の活躍拠点」「創業・雇用創出拠点」を整備

人材センター

エリアマネジメントの民間開放

北九州市エリアマネジメント事業の目的

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する北九州市内の地域団体が、 道路空間を活用したイベント等を開催し、MICEの魅力向上及び、まちの賑わい 創出を図ることで国内外の人の交流やインバウンドの増加を図る。

<コンセプト:市民が活躍する 北九モデルのおもてなし>

門司港レトロ、小倉城等に加え、 旧官営八幡製鐵所の世界遺産登録 など 新たな観光スポットが誕生



国内外からの観光客が増加

日常的に目に見える「おもてなし」が必要

道路法の特例を活用 マルシェ・オープンカフェ 等実施



日常的なにぎわいを創出

この取り組みを全国に発信

<実施エリア及び事業主体>

●実施エリア:都心・副都心、地域拠点等のエリア

(今回:小倉、門司港、八幡)

●事業主体 :目的に資する活動を実施する

地域団体等



追加の規制改革提案

インフラ点検ロボットの実証プロジェクト

トンネル、橋梁等の公共インフラの点検作業(近接目視や打音検査等)を効率化・省力化する ことを目的として、無人飛行機(ドローン)等を活用したロボット点検技術を開発、現場実証 により現行点検基準に対する効果検証を行い、技術の実用化と社会実装を目指す。

■課題となる根拠法令及び規制改革項目

道路法施行規則第4条の五の五

⇒ロボットによる近接目視、打音検査のルールづくり

■経済的社会的効果

- ①老朽化が進む公共インフラの点検作業効率化
- ② 熟練技術者不足による点検体制不安への対応
 - ③ロボットの実社会における活用拡大
 - (=「ロボット新戦略」の実現)





新日本非破壊検査(株)が開発中のインフラ 点検ロボット(内閣府SIP事業)

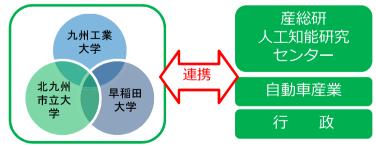
将来の完全自動運転を見据えた研究開発・社会実装への取り組み

本市では大学の研究シーズを基盤として、これまでにない革新的な自動運転人工知能の開発し、今年中に公道での自動走行実証を実施する。これらの取組みにより、「国家戦略特区プロジェクト」が目標としている完全自動走行(レベル4)に対応する技術開発を目指す。

■経済的社会的効果

- ①交通事故の減少 ②渋滞の解消
- ③高齢者等の自立支援など

北九州学術研究都市3大学連携 自動運転・完全運転支援総合研究センター



- 3大学35名の研究者が集結
- 2種類の人工知能の長短所を連携し、機能させる 独自の『ハイブリッド型AI』を開発

「国家戦略特区」規制改革メニュー

※は区域計画に記載(活用済み)

都市再生・まちづくり

容積率・用途等土地利用規制の見直し

- ・居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成を図るために必要な施設の立 地を促進するため、都市計画の決定等をワンストップ化。(7項目)
- ・グローバル企業等のオフィスに近接した住宅の整備を促進するため、区域計画に定めた住宅の容積率の最高限度の範囲内で、都市計画で定めた容積率を 緩和。

※ エリアマネジメントの民間開放(道路の占用基準の緩和)

国際的な活動拠点の形成に資する多言語看板、ベンチ、上屋、オープンカフェ等の占用許可に係る余地要件の適用を除外。

航空法高さ制限のエリア単位での承認

建物ごとの個別審査となっている航空法に基づく高さ制限について、一定 の高さをエリアー体の目安として提示した上で、具体的な地区計画の検討と 並行して迅速に承認に向けた手続きを進めることとする。

滞在施設の旅館業法の適用除外

国内外旅行客の滞在に適した施設を賃貸借契約に基づき7日から10日間以上使用させ、滞在に必要な役務を提供する事業を行おうとする者が、都道府県知事の認定を受けた場合は、旅館業法を適用しない。

旅館業法の特例対象施設における重要事項説明義務がないことの明確化

国家戦略特区における旅館業法の特例の対象となる滞在施設には宅地建物取引業法の適用はなく、滞在者への重要事項説明が不要であることを明確化。

自然由来特例区域における特定有害物質の特例

国家戦略特別区域内の自然由来特例区域における認定調査については、自然由来特例区域の指定に係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類であって、認定調査時地歴調査により土壌溶出量基準及び土壌含有量基準のいずれについても、適合していないおそれがないと認められるものについて、「特定有害物質の種類」から除くことができるものとする。

ビジネス環境の改善、起業・開業促進

開業ワンストップセンターの設置

外国人を含めた起業・開業促進のため、登記、税務、年金、定款認証等の 創業時に必要な各種申請のための窓口を集約。相談を含めた総合的な支援を 実施。

公証人の公証役場外における定款認証

公証人は公証役場において職務を行う必要があるが、役場外の「ワンストップセンター」における定款認証が可能であることを明確化。

※ NP0 法人の設立手続きの迅速化

ソーシャルビジネスの重要な担い手でもある特定非営利活動法人の設立を 促進するため、その設立認証手続における申請書類の縦覧期間(現行2か月) を大幅に短縮。

官民の垣根を越えた人材移動の柔軟化

スタートアップ企業における優秀な人材確保のため、国・自治体等に勤務 する者をスタートアップ企業で働きやすくする枠組み (一定期間内に再び 国・自治体の職員になった場合の退職手当の算定への配慮) を構築。

人材流動化センターの設置

国、自治体、大企業に勤務する人材をスタートアップ企業で働きやすくするため、「人材流動化センター(仮称)」を設置し、労働市場の流動性向上、スタートアップ企業における優秀な人材の確保に資する援助を行う。

空港アクセスバスの手続き緩和

ニーズに迅速かつ柔軟に対応した空港アクセスの充実を図る観点から、国家戦略特区内の空港を発着する空港アクセスバスについては、運賃設定の際の上限認可を届出とし、運行計画設定の際の届出期間を(30→7日前)短縮。

雇用

農業等に従事する高齢者の就業時間の柔軟化

労働力確保が課題となる地域等において、高年齢退職者が活躍できるよう、 民業圧迫の恐れがなければ、シルバー人材センターが、週20時間ではなく、 40時間の就業についても、派遣事業を行うことを可能化。

雇用労働相談センターの設置

グローバル企業やベンチャー企業等を支援するため、これらの企業の抱える課題を熟知する者が、雇用ルールの周知徹底と紛争の未然防止を図るための高度な個別相談対応等を行う。

医療

病床規制の特例による病床の新設・増床の容認

都道府県は、世界最高水準の高度の医療を提供する事業を実施する医療機関から病院の開設・増床の許可申請があった場合、当該事業に必要な病床数を既存の基準病床数に加えて許可することが可能。

医療法人の理事長要件の見直し

医療法人のガバナンス強化の観点から、都道府県知事が、医師以外の者を 医療法人の理事長として選出する際の基準について、法令上明記した上で見 直し、当該基準を満たす場合は迅速に認可。

iPS 細胞から製造する試験用細胞等への血液使用の解禁

採取した血液を原料として製造できる物は血液製剤等に限定されているが、 再生医療技術を活用し、医薬品の研究開発等に係る国際競争力を強化するため、血液を使用して、業として、iPS細胞から試験用細胞等を製造することを可能化。

臨床修練制度を活用した国際交流の推進

臨床修練制度を活用し、医療分野における国際交流の進展に資する観点から、 外国医師の受入れを、現在の「指定病院との間で緊密な連携体制が確保された 診療所」から、指導医による指導監督体制を確保し、国際交流の推進に主体的 に取り組むものであれば、「単独の診療所」にも拡充。

保険外併用療養の拡充

臨床研究中核病院等と同水準の国際医療拠点において、医療水準の高い国で承認されている医薬品等であって国内未承認のもの又は海外承認済みか否かに関わらず国内承認済みの医薬品等を適用外使用するものについて、保険外併用の希望がある場合に、速やかに評価を行う。

医学部の新設に関する検討

高齢化社会に対応した社会保障制度改革や全国的な影響等を勘案しつつ、 国家戦略特区の趣旨を踏まえ、関係省庁と連携の上、検討。

診療用粒子線照射装置の海外輸出促進

海外への粒子線治療の普及と日本製診療用粒子線照射装置の輸出促進を図る観点から、粒子線の治療に係る研修を目的として、外国の医師・看護師又は診療放射線技師や、上記と共に放射線物理工学の専門家が入国する場合、 在留期間を最長2年とする。

特区医療機器薬事戦略相談

国家戦略特別区域内の臨床研究中核病院における革新的医療機器の開発案件を対象に、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の担当者が相談者の所属する臨床研究中核病院に必要に応じて出張して特区事前面談及び特区フォローアップ面談を実施する。

また、コンシェルジュ等が必要な助言等を行う、特区医療機器薬事戦略相談 を実施する。

歴史的建築物の活用

歴史的建築物に関する旅館業法の特例

地方自治体の条例に基づき選定される歴史的建築物について、施設基準の 適用を一部除外し、ビデオカメラが設置され、緊急時の対応の体制が整備さ れている場合はフロントなしで認める。

外国人材の活用

外国人家事支援人材の活用

女性の活躍推進等のため、地方自治体等による一定の管理体制の下、家事 支援サービスを提供する企業に雇用される外国人の入国・在留を可能化。

外国人創業人材の在留資格の基準緩和

創業人材について、地方自治体による事業計画の審査等を要件に、「経営・管理」の在留資格の基準(当初から「2人以上の常勤職員の雇用」又は「最低限(500万円)の投資額」等)を緩和。

農林水産業

農業委員会と市町村の事務分担

農地の流動化を促進する観点から、市町村長と農業委員会との合意の範囲 内で、農業委員会の農地の権利移動の許可関係事務を市町村が行うことを可 能化。

農業生産法人の要件緩和

農業生産法人の6次産業化を推進する観点から、国家戦略特区内で農業及び関連事業(加工・販売等)を行う法人は、農作業に従事する役員が1人いれば、農業生産法人と同様の取扱いとする。

国有林野の民間貸付・使用の拡大

国家戦略特区において民有林と国有林を一体的に活用する場合、地元市町村在住者に加え、民有林と国有林を一体的に活用して経営を効率化しようとする者を追加する。

国有林野の活用促進

国有林野の活用を促進するため、貸付等の面積(現行5ha)を拡大。

漁業生産組合の設立要件の緩和

漁業者の法人化・協業化により競争力の向上や6次産業化の促進を図り、 浜の活性化に資するため、漁業生産組合の設立要件(現行7人以上)を緩和。

農業への信用保証制度の適用

農業について、商工業とともに行うものに関しては、金融機関からより円滑に資金調達出来るようにするため、都道府県の応分の負担を前提に、信用保証協会が保証を付与することを可能とする。

農家レストランの農用地区域内設置の容認

農業者が自己の生産する農畜産物や農業振興地域内で生産される農畜産物を主たる材料として調理して提供する場合は、農家レストランを農用地区域内に設置することを可能化。

教育

公立学校運営の民間への開放(公設民営学校の設置)

グローバル人材の育成や個性に応じた教育等のため、教育委員会の一定の関与を前提に、公立学校の運営を民間に開放。

保育

地域限定保育士の創設

保育士不足解消等に向け、都道府県が保育士試験を年間2回行うことを促すため、2回目の保育士試験の合格者に、3年間は当該区域内のみで保育士として通用する資格を付与。

地域限定保育士試験を政令指定都市市長が実施することを可能とする。

都市公園内における保育所等設置の解禁

保育等の福祉サービスの需要の増加に対応するため、保育所等の社会福祉施設について、一定の基準を満たす場合には、都市公園の管理者は占用を許可。

近未来技術

特定実験試験局制度に関する特例

電波を使用した実験に係る簡易な免許手続きである「特定実験試験局制度」 について、特区内では、区域会議の下で、更に円滑な調整を可能にし、免許の 申請から発給についても原則「即日」で行う。